

第7号書式（有償貸付用）

県有財産有償貸付契約書（案）

収入
印紙

貸付人高知県立あき総合病院（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により高知県有財産の有償貸付契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を金 円（内訳は、別紙（1）のとおり）をもって乙に貸貸し、乙はこれを賃借する。

所在地	区分	数量	摘要
高知県安芸市宝永町3-33	建物	229.53 m ²	内訳別紙1のとおり

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を申請の目的（食堂の運営、売店の運営及び自動販売機の設置・管理・運営）に従って使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

（貸付料の金額及び計算）

第5条 貸付料の金額及び計算については、別紙（1）のとおりとする。

2 第19条第2項の規定により、乙がこの契約を解除した場合においては、前項の規定にかかわらず、契約終了の日までの期間に係る貸付料は、前年次貸付料年額により計算した金額とする。

3 1年未満の貸付期間に係る貸付料は、前2項の規定により算定された貸付料年額に基づき、日割計算により算出した金額とする。

（貸付料の支払）

第6条 乙は、第4条に定める貸付期間に対応する貸付料金 円について、次に定めるところに従って、甲の発行する納入通知書によりその指定する場所において甲に支払わなければならない。

区 分	納 付 金 額	納付期限
第 一 年 次		令和10年4月30日
第 二 年 次		令和11年4月30日
第 三 年 次		令和12年4月30日
第 四 年 次		令和13年4月30日
第 五 年 次		令和14年4月30日

2 甲は、乙が第1項に定める各納付期限までに、それぞれの納付金額を支払わないときは、各納付期限を繰り上げることができる。

(遅延利息)

第7条 乙は、前条第1項又は第2項に定める各納付期限（前条第5項の規定により納付期限を繰り上げたときは、その期限）までに、それぞれの納付金額を支払わないときは、その翌日から支払った日まで、遅延利息として年14.5パーセントの割合で計算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を甲に支払わなければならない。

(貸付料の改定)

第8条 甲は、貸付物件の価額が著しく上昇したとき、甲が貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

(担保責任等)

第9条 甲は、貸付物件を現状有姿で貸し付けるものとし、乙は、この契約締結後、貸付物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事実のあることを発見しても貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

2 甲は、貸付物件の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、貸付料を減額するものとする。

(貸付物件の引渡し)

第10条 甲は、令和9年4月1日に、貸付物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

2 乙は、貸付物件の引受けについては、甲の指示に従わなければならない。

(貸付物件の付保)

第11条 建物共済(火災保険料)は、建物全体の面積から別紙(2)の貸付面積で按分し算出した金額とする。

2 光熱水費は、甲が計量器(子メーター)等に基づいて算出した額に消費税相当額を加算した金額を病院全体の金額で按分し算出した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

3 建物共済(火災保険料)及び光熱水費は、甲の発行する納入通知書により甲の指定する期日までに支払わなければならない。また、支払に要する振込手数料等の費用は乙の負担とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで、当該物件の賃借権を第三者に譲渡し、当該物件を転貸し、又は当該物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

第13条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲の承認を求めなければならない。

3 甲は、乙から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(修繕義務等)

第14条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(滅失又はき損等の通知)

第15条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第16条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件を滅失又はき損した場合において甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第17条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第19条の2において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(実地調査等)

第18条 甲は、第5条に定める債権の保全その他の必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において、公共用、公用、公益事業又は甲の企業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

2 第5条第1項ただし書の規定により通知された継続契約貸付料年額が前年次貸付料年額より増額されたものである場合には、乙は、甲が同項の通知を発した日から1月以内に限りこの契約を解除することができる。

3 乙は、前項の規定によりこの契約を解除しようとするときは、貸付物件を返還する期日を明示した書面をもって、同項に規定する期間内に、甲に通知しなければならない。

(暴力団排除措置による解除)

第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

(2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第17条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったと認められるとき。

（談合等の不正行為があった場合の解除）

第19条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間

を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。))。

(違約金)

第20条 乙は、第12条若しくは第18条に定める義務に違反したとき又は第19条、第19条の2若しくは前条の規定によりこの契約が解除された場合には、違約金として違反した年次の貸付料年額の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を甲に支払わなければならない。ただし、その違反するに至った事由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りではない。

2 前項に規定する違約金は、第22条及び第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(貸付物件の返還)

第21条 貸付期間が満了したとき又は甲が第19条、第19条の2若しくは第19条の3の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに指定する場所において甲に返還しなければならない。

2 第19条第2項の規定により乙がこの契約を解除したときは、乙は、同条第3項の規定による通知を発した日から2月以内に貸付物件を甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第22条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第16条の規定により当該物件を原状に回復した場合及び当該滅失又はき損により甲に損害保険金が支払われて甲の損害の全部が補てんされた場合は、この限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 甲が、第19条第1項第2号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲にその補償を請求できるものとする。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

第23条 乙は、第19条の3各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、貸付料年額の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。)を発する日の属する月の翌月の末日(当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。)までに支払わなければならない。ただし、第19条の3第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における貸付料の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の遅延利息を付した額を請求することができる。

3 前2項の規定は、貸付物件を返還した後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金)

第23条の2 乙は、第19条の3第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

2 前項の違約罰としての違約金の額は、貸付料年額の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。）である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金額から減額した額とする。

3 前2項の規定は、貸付物件を返還した後においても適用する。

(乙の文書提出義務)

第23条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、貸付物件を返還した後においても適用する。

3 前2項の規定は、貸付物件を返還した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(違約金等の徴収)

第24条 乙がこの契約に基づく違約金、賠償金、損害金又は違約罰としての違約金を甲の指定する期間（第23条に規定する賠償金にあっては同条第1項に、第23条の2に規定する違約罰としての違約金にあっては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りではない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第25条 第7条、第23条第2項及び前条の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第26条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第19条第1項第1号、第19条の2若しくは第19条の3の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第27条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

第28条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第29条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第30条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を守らなければならない。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、両者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

貸付人	住所氏名	高知県安芸市宝永町3-33 高知県立あき総合病院 院長 前田 博教 印
-----	------	---

借受人	住所氏名	印
-----	------	---

別紙（１）

所在地	区分	種目	構造	数量	貸付料年額	貸付料
高知県安芸市 宝永町3-33	建物	食堂	鉄筋	78.35 m ²		免除
高知県安芸市 宝永町3-33	建物	厨房	鉄筋	22.90 m ²	第一年次：396,568 第二年次：383,120 第三年次：369,673 第四年次：356,226 第五年次：342,779	対象
高知県安芸市 宝永町3-33	建物	売店	鉄筋	117.08 m ²	第一年次：2,027,518 第二年次：1,958,768 第三年次：1,890,017 第四年次：1,821,267 第五年次：1,752,516	対象
高知県安芸市 宝永町3-33	建物	自動販売機	鉄筋	8.61 m ²	第一年次：149,085 第二年次：144,030 第三年次：138,974 第四年次：133,919 第五年次：128,864	対象
高知県安芸市 宝永町3-33	建物	ごみ箱	鉄筋	2.59 m ²	第一年次：44,921 第二年次：43,398 第三年次：41,874 第四年次：40,351 第五年次：38,282	対象
計				229.53 m ²	第一年次：2,618,092 第二年次：2,529,316 第三年次：2,440,539 第四年次：2,351,764 第五年次：2,262,987	

別記

個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所等の特定）

第4 乙は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

3 乙は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

（従事者に対する教育）

第5 乙は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

（1）再委託を行う業務の内容

- (2) 再委託の期間
 - (3) 再委託の相手方
 - (4) 再委託が必要である理由
 - (5) 再委託で取り扱う個人情報等
 - (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
 - (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
 - (9) その他甲が必要があると認める事項
- 2 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- (1) 再委託先
 - (2) 再委託をする業務の内容
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）
 - (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - (6) その他甲が必要があると認める事項
- 3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 乙は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者による個人情報等の処理に関する責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

- 第9 乙は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

- 第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

第11 乙は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

2 乙は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 甲の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (9) インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、甲が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

(外的環境の把握)

第14 乙は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第15 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集

し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

- 第16 甲は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

- 第17 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。
- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。
- 3 甲は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙に対して調査を行うことができる。
- 4 甲は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

- 第18 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
- 3 甲は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第19 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

- 第20 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、甲は乙又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

(損害賠償)

第21 乙は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。